

# 記入見本

市への提出日をご記入ください。

令和4年 1月 6日

多摩市長 殿

鉛筆、消えるボールペン等は使用しないでください。

ご申請いただけるのは、住民票上の世帯主の方となります。

携帯電話をお持ちの方は、携帯電話番号もご記入ください。

申請者（住民票上の世帯主）

郵便番号 〒206-00●●

住所 多摩市関戸6-12-1

氏名 多摩 太郎

電話番号（自宅）042-338-XXXX

電話番号（携帯）090-XXXX-XXXX



シャチハタ印は不可です。

## 多摩市住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金交付申請書

多摩市住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金の交付を受けたいので、令和3年度多摩市住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記 該当する方に「○」を付けてください。

1 設置場所 多摩市 関戸 6-12-1 (自己所有) 自己所有以外)

2 住宅の所有権

住宅の所有権を必ず確認の上、該当箇所にチェック (☑) をしてください。

自己所有 (☑申請者のみの単独名義 □申請者を含む共有) □自己所有以外

3 申請する補助対象機器等及び交付申請額

申請する補助対象機器等1種にチェック(☑)を入れて、補助対象経費（消費税を除く。）の合計額及び交付申請額を記入してください。ただし、住宅用太陽光発電システム（余剰売電）及び蓄電システムを同時に設置する場合は、そのそれぞれについて申請ができます。

補助対象機器等	補助対象経費の合計額（税抜）	交付申請額 (1,000円未満切捨て)
☑ 住宅用太陽光発電システム（余剰売電）	1,200,000円	40,000円
☑ 蓄電システム	880,000円	40,000円

対象機種の前にある □ にチェックを入れ、補助対象経費及び交付申請額をご記入ください。

太陽光発電システムと蓄電システムのみ同時申請が可能です。それ以外はどれか1機器のみを選択し申請してください。

4 補助対象機器等設置日： 令和3年 6月 15日

令和3年4月1日から本申請書提出時まで設置が完了していることが要件となります。

5 国又は東京都からの補助金の申請状況

申請状況	制度名		補助額
☑ 申請済み又は申請予定である。	1	ZEH 補助金（環境省）	200,000円
	2	自家消費プラン事業（東京都）	420,000円
	3		円
□ 申請予定はない。			

該当する申請状況にチェックし、申請済み・申請予定の場合は制度名、補助（予定）額を記載してください。

6 固定価格買取制度の状況

住宅用太陽光発電システム（余剰売電）又は蓄電池システムを申請する場合はチェック(☑)を入れてください。

適用済み又は適用予定である。  適用しない。

どちらか該当する方にチェックを入れてください。（どちらを選択されても、申請に影響はありません。）

7 納税状況確認の承諾

納税状況確認承諾書

上記の申請に伴い、多摩市長が世帯員全員の市税の納税状況を税務資料により確認することを承諾します。

申請者氏名

印

申請者欄に押印する印鑑と同じ印鑑をご使用願います。

8 添付書類

補助対象事業の区分	添付書類
共通	(1) 補助対象機器等の設置図（補助対象機器等が断熱窓である場合は、窓の位置、数量及び開口面積が確認できるもの） (2) 補助対象機器等の購入及び設置に係る領収書及びその内訳書（補助対象機器等の購入及び設置に係る費用が確認できるもの） (3) 補助対象機器等の形状、規格、型式及び品番等が分かるパンフレット等 (4) 申請者の住民票（申請日前3か月以内に発行されたもので続柄の記載があるもの）及び補助対象機器等を設置しようとする住宅が第2条第2項ただし書に規定する二世帯住宅、多世帯住宅等である場合は、当該住宅を所有する全ての者の住民票 (5) 住宅の所有権が確認できる書類の写し（住宅を共有する場合又は自らが所有する住宅でない場合は、補助対象機器等を設置することについての当該住宅の他の共有者又は所有者の同意書） (6) 補助対象機器等の設置日が確認できる書類 (7) 補助対象機器等の設置後の状態を示す写真 (8) その他市長が必要と認める書類
住宅用太陽光発電システム（余剰売電）	(1) 補助対象機器等の出力対比表 (2) 電気事業者と特定契約を締結し、系統連系を完了したことを証する書類の写し
蓄電システム	(1) 蓄電システムの設置場所に住宅用太陽光発電システムを設置し、かつ、連系して使用していることが分かる書類の写し (2) 設置日の属する月の前月から遡って12か月分の購入電力量が確認できる書類 (3) 連系している住宅用太陽光発電システムの年間発電量が確認できる書類
断熱窓	(1) 設置工事について管理組合の承認が必要な場合にあつては、当該承認を得ていることが確認できる書類 (2) 設置前の状態を示す写真

(注意事項)

- 1 代理人が申請手続をする場合は、委任状を添付してください。
- 2 住宅の所有権が確認できる書類として、次のいずれか（住宅に共有者がいる場合は(1)又は(2)のいずれか）の写しを添付してください。
  - (1) 登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
  - (2) 固定資産（家屋）評価証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）

- (3) 令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書（所有者が確認できるページ及び課税資産明細書（家屋）のページ）
- 3 電気事業者と特定契約を締結し、系統連系を完了したことを証する書類として、次のうちいずれかのものを添付してください。
- なお、次の(1)及び(2)の電子メールの宛先が申請者でない場合は、接続契約完了後に発行される「接続契約のご案内」を提出してください（記載されている申込番号と発電地点特定番号が合致しているかを確認します。）。
- (1) 電気事業者から電気工事店宛に送付される「特定契約締結完了のお知らせ」（電子メール）の写し又は「落成受付完了のお知らせ」（電子メール）の写し
  - (2) 電気事業者から申請者に送付される「系統連系完了のお知らせ」（電子メール）の写し
  - (3) 電気工事店が申請に使用する web 申込システムの「申込詳細情報表示画面」の写し（系統連系完了年月日の記載があるもの）
  - (4) 電気事業者ホームページ「購入実績お知らせサービス」の画面の写し